

三輪緑山自治会 個人情報取扱規定

(制定 2023年4月16日)

(目的)

第1条 この規定は、本会が保有する個人情報を適正に取扱うための事項を定めることにより、自治会活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この取扱規定を「ホームページ」に掲載または「くらしのガイドブック」（会員名簿付）（以下「くらしのガイドブック」という）の配布にて周知する。改訂の有る場合は総会資料の回覧にて行うものとする。

(管理責任者)

第4条 個人情報の管理責任者は会長とする。

(取扱者)

第5条 個人情報の取扱者は自治会役員、事務局員、避難行動要支援者を支援する自主防災隊員、見守り活動を行う隊員などとする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「三輪緑山自治会加入届」、慶弔金運用規定に基づく出産祝金・敬老祝金・弔慰金の申請、見守り活動の対象申請、避難行動要支援者の申請などを会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 避難行動要支援者の支援のため、法に規定する障害や病歴などの個人情報を取得する際は、本人又は家族の同意を得て取得する。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含）、生年月日、性別、住所、電話番号、避難行動支援を必要とする理由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。
- 4 本会が配布する三輪緑山自治会「くらしのガイドブック」に記載する個人情報は氏名、住所、電話番号とし、会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、その目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の請求、会議の開催、管理、その他文書の送付など
- (2) 「くらしのガイドブック」の作成および区域図の作成
- (3) 会員相互の親睦や交流のための活動
- (4) 防犯・防災の活動
- (5) 見守り活動対象者に異変があるとき
- (6) 避難行動要支援者の支援体制維持
- (7) 災害等の緊急時における支援活動
- (8) その他、総会で議決された事項及び活動

(管理)

- 第9条 収集した個人情報は、会長又は総務担当副会長を含む会長が指定する役員、および総務担当副会長の指示に基づいて事務局員が保管し、適切に管理するものとする。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

- 第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のやめに必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

【付則】

この規定は2023年4月16日から施行する。